

ID: 157

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	被保険者証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	法第9条第2項の規定による 第9条 2 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年5月24日